

保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号等の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十三号）

改正案	現行
<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二十一条の三十七第一項第三号八関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）第四条第一項第一号、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十三号）（第一条第一項第一号及び保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の前測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号）別表第九の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十</p>	<p>保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第七号及び別表（第二十一条の三十七第一項第三号八関係（少額短期保険業者））保険契約に関する指標等の項下欄第六号並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百二十八号）第四条第一項第一号及び保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定める再保険を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十三号）（第一条第一項第一号の規定に基づき、金融庁長官が別に指定する者を次のように定め、平成二十三年一月一日から適用する。</p> <p>保険業法施行規則別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（生命保険会社））保険契約に関する指標等の項下欄第八号、別表（第五十</p>

九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社）（保険契約に関する指
標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号八
関係（少額短期保険業者））（保険契約に関する指標等の項下欄第六号
並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募
集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号
、保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が定
める再保険を定める件第一条第一項第一号及び保険会社の資本金、基
金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等
を定める件別表第九に規定する金融庁長官が別に指定する者は、銀行
法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし
自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等
に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付
に対応するものとして別に定める区分（平成十九年三月金融庁告示第
二十八号）第二条各号に掲げる者とする。

九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社）（保険契約に関する指
標等の項下欄第七号及び別表（第二百十一条の三十七第一項第三号八
関係（少額短期保険業者））（保険契約に関する指標等の項下欄第六号
並びに保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づき、生命保険募
集人に係る制限が適用されない場合等を定める件第四条第一項第一号
及び保険業法施行規則第七十一条第二項の規定に基づく金融庁長官が
定める再保険を定める件第一条第一項第一号に規定する金融庁長官が
別に指定する者は、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその
保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうか
を判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関
及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成
十九年三月金融庁告示第二十八号）第二条各号に掲げる者とする。